

— やんば —  
**STOP! THE ハッ場ダムニュース**  
**IN 埼玉** No. 43 2015.10.15



●ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会・代表 藤永知子●

**ハッ場ダム住民訴訟 最高裁で上告棄却**

# それでも、 ハッ場ダム建設の中止を求めます！

## 司法の役割を放棄した最高裁判所

ハッ場ダム埼玉訴訟は、昨年10月の東京高裁判決を不服として最高裁へ上告および上告受理の申し立てをしていました。下級審の誤りが正されることを期待していましたが、9月9日付けでその決定が下されました。上告を棄却する、上告審として受理しないという不当極まりないものです。残念なことに6都県のハッ場ダム住民訴訟は、すべて同様に棄却されてしまいました。司法の役割を全く放棄したこの決定に対し、私たちは厳重に抗議致しました。(3頁抗議声明参照)

## ハッ場ダム問題はなに一つ解決されていません

不合理な治水計画や水需要予測の誤りによって、私たちの宝である素晴らしい吾妻溪谷を喪失させ、ダム予定地では地すべりが誘発される危険性も指摘されています。

さらに、代替地や付替え道路の整備には有害物質が含まれる鉄鋼スラグが使用されています。

## 鬼怒川の決壊は河川行政の誤り

台風18号による茨城県常総市の甚大な被害は、ダム優先の河川行政の誤りを露呈させました。流域住民の生命や財産はダムによって守られるのではなく、堤防強化であることを私たちは裁判の中でも繰り返し訴え続けてきました。

## ハッ場ダム最高裁決定抗議集会を開催します

—ダム依存から真の河川行政への転換を求めて— 12月13日(日)13:20~16:30

第一部 ハッ場ダム住民訴訟・最高裁決定を受けて

第二部 命を守る河川行政とは？ 講演:「想定外と治水」宮本博司さん

全水道会館 4階大会議室(JR水道橋駅東口3分)

現在、ハッ場ダム本体工事が進められていますが、

**私たちは諦めずにハッ場ダム建設の中止を求めて活動していきます。**

大高文子

平成27年(行ツ)第138号

平成27年(行ヒ)第166号

## 決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成22年(行コ)第300号公金支出差止等(住民訴訟)請求事件について、同裁判所が平成26年10月7日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

### 主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

### 理 由

#### 1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告することが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

#### 2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する

平成27年9月9日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	鬼 丸 かおる
裁判官	千 葉 勝 美
裁判官	小 貫 芳 信
裁判官	山 本 庸 幸

(以下省略)

# ハツ場ダム埼玉訴訟 最高裁決定に対する抗議声明

2015年9月18日

1 最高裁判所第二小法廷(鬼丸かおる裁判長)は、本年9月9日付けで、ハツ場ダムに関する公金支出差止等請求住民訴訟(埼玉事件)に対する決定を下した

決定は、上告を棄却する、上告審として受理しないという不当極まりないものであった。上告人兼上告受理申立人らは、最高裁に向けて、これまでに300頁を超える理由書を提出し、控訴審である東京高裁判決の誤りを明らかにしてきた。しかるに、最高裁判所第二小法廷は、わずか数行の理由を述べるだけで上記の決定を行った。これは、最高裁に課せられた下級審の誤りを正す使命をかなぐり捨てたものであって、嚴重に抗議する。

2 今日の利根川治水計画は、ハツ場ダム等のダム建設を合理化するために策定されたものである。しかし、国交省はこの治水計画の根幹である基本高水の毎秒2万2000m<sup>3</sup>を説明すらできないものであった。そして、国交省がすぎた日本学術会議も、また同じくその説明ができなかった。

こうした不当不合理な治水計画に基づく流域都県の巨額の負担金の支出について、住民が住民訴訟として争うと、裁判所は国の計画や行政処分は、重大かつ明白な違法ないし瑕疵がなければ違法との判断はできないとし、住民らはそれを立証していないとした。

私たちは、最高裁において、ハツ場ダム計画の不合理性は重大かつ明白であると重ねて強く指摘した上、一連の高裁判決の判断は、国と地方自治体との関係を上命下服、上意下達の関係と扱うもので違法であり、憲法(92条、94条)に違反するものと強く主張し、また、高裁の判断は、従前の最高裁判例にも抵触するものであると、強く主張してきた。

しかるに、この度の最高裁決定は、「本件上告の理由は、違憲を言うが、その実質は単なる法令違反を主張するもの」として、上告の申立をすら認めなかった。

今般の決定に限らないが、最高裁は、司法院に託された行政権への監視監督の役割を全く放棄したものと云わざるを得ない。

このような最高裁の下では、放漫な公共事業も野放しとなる。

3 司法の役割を放棄した最高裁決定で悪しき河川行政が罷り通る。

折しも、今回の台風18号で鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生したことは、大規模ダム建設に河川予算の大半を投入するダム優先の河川行政の誤りを露呈させるものになった。

鬼怒川上流には国交省の大規模ダムが四基もあり、そのうちの湯西川ダムは2012年に完成したばかりである。これら4ダムの治水容量は八ッ場ダムの2倍もあり、今回の洪水では計画どおりの洪水調節が行われたが、鬼怒川下流で堤防が決壊し、甚大な被害をもたらした。洪水時の雨の降り方は様々であり、上流ダムで洪水調節をしても、中下流域での降雨が卓越すれば、中下流は氾濫の危険にさらされる。今回の鬼怒川堤防決壊はその典型例であった。ダムでは流域住民の安全を守ることができないのである。

流域住民の生命・財産を守る喫緊の治水対策は、いかなる雨の降り方にも対応できるように堤防の強化を図り、決壊を防止できるようにすることであるが、国交省の河川行政は大規模ダム建設を優先し、堤防の強化を怠ってきた。

本訴訟はそのような誤った河川行政を根本から正すことを企図したものであったが、今回の最高裁決定で、悪しき河川行政が罷り通ることになった。

4 八ッ場ダムの問題は治水面だけではない。縮小社会に入り、水余りが一層進行して利水面での不要性がますます顕著になっていくこと、ダム予定地は脆弱な地層が広く分布しており、深刻な地すべりが誘発される危険性が十分にあること、吾妻溪谷をはじめ、かけがえのない自然が失われることなどの問題があり、それらも含めて八ッ場ダムの不要性・不当性を訴えたが、最高裁はそれらのことに関しても判断を回避した。

最高裁の理解を得られなかったことは非常に残念であり、司法のあり方の根幹が問われる重大な結果である。私たちは住民の生命・財産を守る真の治水政策への転換を求め、闘い続けることを表明する。今後とも利根川流域5県の住民訴訟の弁護団および上告人とともに手を携え、八ッ場ダムの不要性・不当性を訴えて活動していくことを表明する。今後とも皆様のご支援をお願いしたい。

八ッ場ダムをストップさせる埼玉弁護団

弁護団長 佐々木 新一

八ッ場ダムをストップさせる埼玉の会

代表 大高 文子



## ハッ場ダム工事事務所の見学会に参加して

嶋津暉之

ハッ場ダム工事事務所がダム本体工事現場の見学会を開いています。

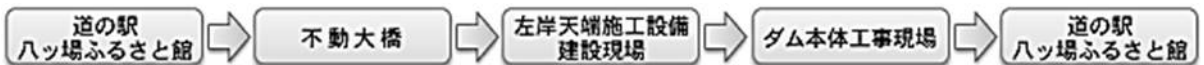
立入禁止になっている本体工事現場での説明もあるというので、9月24日の見学会に「ハッ場あしたの会」の関係者と一緒に参加してきました。

見学会はコースが二つあって、私たちが参加したのは「本体みっちりコース」ですが、名称とは異なり、「みっちり」ではありませんでした。

こちらが目当てにしていたダム本体工事現場での説明は、近くまでマイクロバスで行って、バス内での説明だけでした。

コースは、道の駅の「ハッ場ふるさと館」での説明のあと、不動大橋から下流側を眺め、次に川原畑地区の展望台(やんば見放(みほう)台)からダム本体工事現場を見て、最後に、本体工事現場の上流側にバスを止めて車中説明を受けるというものでした。

現地状況と、国交省職員の説明で印象に残ったことを記しておきます。



### 現地状況と国交省職員の説明

○ 本体工事予定地では左岸右岸の両サイドで基礎岩盤の掘削が進んできています。時折、発破で硬い岩盤を崩してはショベルカーで掘り続けています。

国交省は工期が遅れるのを恐れて、吾妻溪谷を巨大ライトで照らして昼夜兼行の掘削作業を強行しています。

夜間も掘削工事を行うので、近くの地元住民、特に旅館を抱える川原湯地区の住民にとって騒音振動が問題になると思うのですが、住民から夜間工事中止の申し入れはないとのことでした。

○ 基礎掘削工事の進捗状況は9月2日段階で30%以上ということで、まだ70%近くが残っていますが、左岸右岸両サイドの上部は計画どおりの形になってきました(写真1・次ページ)。来年4月までに基礎掘削を終了し、6月から本体コンクリート打設の工事を開始する予定とのことでした。そして、2018年度中に本体をつくり上げ、その後、試験湛水を行って2019年度完成予定とのことですが、果たして計画通りに順調に進むのでしょうか。



○ 本体掘削土は外には搬出せず、旧国道を使って25トンダンプで運び、ダム予定地内に埋めているという話でした。ダム予定地では貯水容量を減らすことになるのではないかとこの質問に対して職員は誤差範囲だと答えていました。掘削土量は全部で68万m<sup>3</sup>ですが、誤差範囲と言えるのでしょうか。

○ ダム予定地の樹木をどうするかは検討中だが、費用節減のため、ほとんどを残すことになるだろうという話でした。予定地に生い茂る樹木を全面伐採すれば、荒涼たる風景が広がることにはなりますが、とはいえ、伐採せずに貯水すると、水面下で樹木が分解して水質悪化の要因になります。また、洪水時には大量の流木が流出することにもなりかねません。ですから、ダム事業では原則として予定地の樹木を伐採することになっているのですが、ハッ場ダムではどうなるのでしょうか。

○ 今回の見学会で感じたことは、国交省がとにかく工期が遅れないように焦っていること、そして、費用節減に躍起になっていることでした。

ハッ場ダムはいずれ、事業費の再増額が避けられないと思います。また、地質が脆弱であるため、不測の事態が起きかねません。ハッ場ダム事業の先行きがどうなるのか、まだまだ分かりません。

## インフォメーション

### \*ハッ場ダム最高裁決定抗議集会～ダム依存から真の河川行政への転換を求めて～

日時 12月13日 (日) 13:30～16:30

場所 全水道会館 4階大会議室

(JR水道橋駅東口3分、都営地下鉄三田線水道橋駅出口A11分)

第3部 ハッ場ダム住民訴訟・最高裁決定を受けて

第4部 命を守る河川行政とは? 講演 宮本博司さん

### ハッ場あしたの会主催

#### \*やんばカフェNo.2 ドキュメンタリー映画「たくじさんの宿」上映

10月28日(水) 18:30開始 JAZZ喫茶「映画館」

参加費500円とドリンク代 (文京区白山、都営三田線白山駅A3出口1分)

#### \*秋のハッ場ダム現地見学会 11月15日(日) 12:30～16:30ごろ

集合場所: JR川原湯温泉駅 マイクロバス利用 参加費2,000円

(高崎駅で降車の場合2,500円)

#### \*総会および地質学習会

2016年1月24日(日) 午後～ 高崎市労使会館

申し込み・問い合わせ先: TEL/FAX 027-253-6707 ハッ場あしたの会

～八ッ場ダム住民訴訟を終えて司法を考える～

# 書評 『絶望の裁判所』 瀬木比呂志著

河登 一郎

## はじめに：凄い内容である。

著者の瀬木比呂志さんは、東京地裁・大阪高裁・最高裁事務総局などでいわゆるエリート裁判官として35年間勤務された後に退官され、現在は明治大学院教授。ご自身の経験から現代日本の裁判所の実態を鋭く批判；歴代最高裁長官の実名も挙げ、問題点を具体的に指摘した事実上の内部告発である。一読に値する。紙数の関係で、以下私が強く感じた数点に絞って要約した。できる範囲で著者の表現の引用を試みた。

## 1. 多くの裁判官にとって最大関心事は

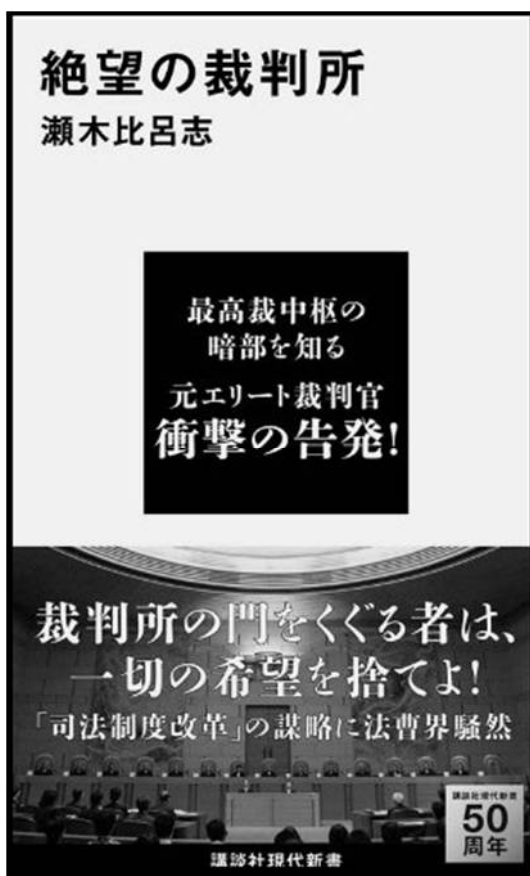
### 「事件を早く処理すること」である：

「裁判官の多くは紛争の本質を考えず、形式的に手抜きで事件処理をする判事ばかり」「憲法上の論点についてどの判事も本気で考慮していない」「強引に和解を奨める理由の一つはく判決が書きたくないから>」など、裁判官に対して国民が持っているイメージとは全く異なる実態を、いろいろな実例を挙げて説明されている。

一方判決文の中には必要以上に長い反面、重要な論点は判断せず、形式論理で事務的に片付けているケースも多い。

## 2. 現在の裁判所は、「（行政・立法府・大企業など）強力な権力から一般国民の正義や基本的人権を守ることにはあまり関心なく」「社会の秩序を維持し国民を支配のための道具としての機能を発揮している」：

挙げられた実例の中には、行政訴訟や仮処分手続きに関して裁判所と国が情報を共有し、判決の方向にについて事前に談合したケースや、最高裁長官が駐日米国大使に判決内容をリークしたケースなど、公正たるべき司法の自殺行為がまかり通っているという。



<講談社現代新書 税抜き 760 円>



その他、「一票の格差」問題に関する感覚の鈍さ、「空港騒音の民事差し止めは、いかに騒音が大きくても許されない。行政訴訟ができるか否かに関して当方は関知しない」、(数多くのポスティング行為の中で)「自衛官官舎に自衛隊イラク派遣に反対するビラまき行為のみを「住居侵入罪」で処罰するなど、「初めに結論ありき」の判決の具体例を多数挙げている。ハッ場ダム訴訟と真面目に取り組んできた私たちには著者の義憤が良く分る。

### **3. このような実態の背景には「最高裁事務総局」の存在と権力及び「人事」を通じた裁判官支配の構造がある：**

最高裁長官を頂点とする上意下達のパラミッド型ヒエラルキーは、「事務総局(裁判をしない裁判官と行政職員の大組織)」を執行部隊として全国の裁判官の人事・昇進・転勤・報酬などを一手に握ることで、裁判官たちをハツカネズミの競争に駆り立て、裁判官から精神上の独立性を奪い取り、制度の奴隷:ヒラメ裁判官を大量生産している。セクハラ・パワハラ・痴漢・暴力を含む不祥事が多いのも歪んだ精神の反映ではないか。

著者はこの状態を厳しいコトバで表現している。「精神的奴隷に近い境遇にありながら、どうして人々の権利や自由を守れるか。自らの基本的人権を殆ど剥奪されているものが、どうして国民の基本的人権を守れようか」。

#### **おわりに：ではどうすれば良いか：**

「現在の裁判所は<毒>が全身に回った状態になっていて根本的な改革が行われない限り、現在の制度では良い裁判は望めない」とまで言い切った著者として、改善策についても触れている。その要点は、

- 1) 諸悪の根源である最高裁事務総局の権限を縮小或いは解体し、裁判官の採用・再任・配置については真に開かれた透明なシステムでおこなうことが重要である。
- 2) 問題はそれが実行できるかであるが、もはや自浄作用が期待できぬため、外部から行うしかない。外部から強力に透明性を持って実行しないと、改革を骨抜きどころか実質的に改悪さえしてきた組織である。
- 3) 抜本的な改革の一つとして著者は「法曹一元化」の導入を強く提案している。弁護士の層の厚さと能力の高さを、広い視野と識見に優れ、同時に謙虚で人の痛みが分るという意味を含めて高く評価・期待している。

参考:参考資料は多いが特に下記2点は内容的に本書と密接に関連する。

ニッポンの裁判:瀬木比呂志著:講談社現代新書:

日本司法の逆説/最高裁事務総局の「裁判しない裁判官たち」:西川伸一:五月書房

## 事務局だより

ハッ場ダム建設の中止を求めた「公金差し止め」住民訴訟は、残念なことに住民側の敗訴が確定しました。裁判の動きを待ってNo.43の発行が遅くなり、この間の活動の報告が出来なかったことをお詫び申し上げます。

2015年度は、これまで定例会を毎月開催し、ハッ場ダムの状況を把握し、どんな活動をしていくか話し合ってきました。

3月28日は総会とドキュメンタリー映画「ダムネーション」の上映を行いました。アメリカではダム撤去が当たり前と語られ、ダム撤去の運動が川の自由を求めた人びとのエネルギーにより、広がっています。熊本の荒瀬ダム撤去の様子も嶋津さんから報告がありました。

総会では、2014年度の活動の報告及び決算報告、2015年度の活動方針及び予算が出席者の賛同で承認されました。

### ◆2014年度決算報告

収入合計 681,690円 (繰越金 409,631円含む)
支出合計 353,428円 (訴訟費用含む)
2015年度への繰越金 328,262円

### ◆2015年度活動の報告

4月 代々木公園アースデイ参加(あしたの会)

5月 あしたの会主催の現地見学会参加

県議会議員全員にハッ場ダム問題についての書簡を送り、学習会の呼びかけ

6月 ハッ場ダム事業認定に関する意見書提出と公聴会の開催

7月 県知事選立候補者にハッ場ダム建設についてのアンケート実施、  
回答をブログで公開、ハッ場ダム推進の知事が再選

9月 住民訴訟の最高裁判決、抗議声明を県政記者クラブに配布  
最高裁の決定は納得いくものではありません。

私たちは今後もハッ場問題に取り組み、ダム建設の中止を求めて活動をしていきます。  
皆様のご支援ご協力をお願いします。

### ◆会費およびカンパのお願い

埼玉の会の活動は皆様の会費やカンパによって支えられています。

日頃より当会の活動に対してご理解とご支援を頂きまして、心より感謝申し上げます。

引き続きご支援ご協力、どうぞよろしくお願い致します。

年会費:20,00円(2015年1~12月)

郵便振替口座:0180-2-334-064 加入者名:ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

### ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会

事務局:さいたま市桜区大字神田 288-3-203 (大高 方) ☎&fax:048-826-6178

ブログ <http://yambasaitama.blog38.fc2.com>